



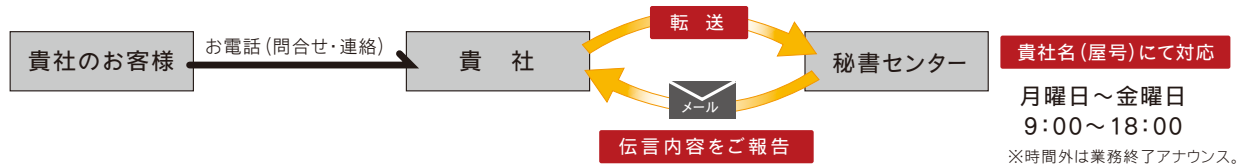
## スポットでも、毎日でも使える、 電話秘書サービス

- 1コールごとの完全従量制！
- 三者間通話も標準サービス！
- 伝言をメールでスグに連絡！



### 電話秘書サービスとは

電話秘書サービスとは、貴社の多忙時の際に、電話転送機能を利用して、転送された貴社宛のお電話を代行して対応するサービスです。



### ご利用シーン



起業のためのファーストステップとして  
バーチャルオフィスは、もはや起業の登竜門。軌道に乗ったら  
オフィスを借りるといったステップアップも図れます。



SOHO事業者の拠点として  
住まいと仕事の分離はSOHO事業者の大きな悩み。職住分離  
はもとより、信用構築のためにも機能的なバーチャルオフィス。



新規事業の部門拠点として  
ランニングコストを抑えたい反面、確かなオフィス環境が必要。  
コストを掛けずに最新のオフィスインフラを得られます。



支店や支社の開設準備に  
事業拡張に伴う支店や支社の開設準備にも、ビジネスチャンス  
を逃すことなく有効に活用されています。

### サービス内容・料金プラン

ご利用時間	平日(月曜～金曜) 9:00～18:00 ◆当センターの指定休業日:土曜、日曜、祝祭日、年末年始(変動あり)、夏季
標準サービス	お取次ぎ内容のメール連絡、営業時間終了時アナウンス、そのまま転送(三者間通話)※1
初期費用	初期設定費:2,750円
月額料金	・月額基本料金:1,650円+コール数による従量制 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>〔 コ ー ル 料 金 〕</p> <p>・0～25コールまで →1コールあたり220円</p> <p>・26コール以上 →1コールあたり110円</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>◆ コール数別の月額料金例</p> <p>・月間10コールの場合:(10×220円)+(基本料金1,650円)=3,850円</p> <p>・月間25コールの場合:(25×220円)+(基本料金1,650円)=7,150円</p> <p>・月間30コールの場合:(25×220円)+(5×110円)+(円基本料金1,650円)=7,700円</p> <p>・月間50コールの場合:(25×220円)+(25×110円)+(円基本料金1,650円)=9,900円</p> </div> </div>
オプション料金	月末までのご利用分を翌月末日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に、オフィスまたはサービス利用料金等と合算のうえ自動振替いたします。

※1 そのまま転送:お客様からのお電話をご指定の電話へそのままおつなぎいたします(ご希望者のみ)。転送先は1番号限定となります。ご希望の際は、サービス利用開始時(お客様の回線を当センターに転送される時)にお申し付けください。転送通信費は実費(携帯電話:24.2円/1分、固定電話:12.1円/3分)をご負担いただけます。

### その他

- ・当サービスのご利用には、NTTボイスワープ等、お客様の電話回線を転送するサービスのご利用が必要となります。当社のオフィスでは、設置されているIP電話機能に転送機能が備わっておりますので、別途、NTTボイスワープなどを契約する必要もありません。(一部、IP電話が設置されていないオフィスがございます)
- ・転送時の通信費(通話料金)はお客様負担となります。
- ・メッセージの伝達はEメール(PCまたは携帯)送信にて行います。電話での伝達はいたしませんのでご了承ください。
- ・営業時間終了後(18時以降)は業務終了アナウンスを流します。アナウンスが不要な場合は、秘書センターへの転送を解除願います。
- ・クレーム窓口や商品受注窓口としてのご利用はできません。

## 電話代行サービス利用契約約款

### 第1条（契約約款の適用）

株式会社アセットデザイン（以下「弊社」といいます）は、電話代行サービス利用契約約款（以下「契約約款」という）により、弊社が運営するビジネスサポートクラブの会員に対し、第2条に定める電話代行サービス及び関連するサービスを弊社が指定するサービス事業者（以下「サービス事業者」といいます）を通じて優待価格にて提供します。

### 第2条（サービスの内容）

1. 電話代行サービス（以下「本サービス」といいます）とは、会員が指定する電話番号に会員宛（会員を含む従業者5名宛）の電話がかかったときに、サービス事業者のスタッフが会員の秘書として応答し、電話をかけた相手方の氏名、電話番号を会員に対してメール送信して通知するサービスです。なお、電話代行サービスに関連するサービスとして三者通話サービス（秘書が応答後に会員が指定する固定電話または携帯電話に取次ぎをおこないます。この場合指定する電話番号は1番号とします。）及び伝達先人員追加サービス（契約者宛の電話につき、従業者6名以上（最大10名まで）とする場合の応答サービス、以下、これらを「関連サービス」といいます）があり、関連するサービスはオプション契約となります。
2. 会員宛に電話をかけてきた相手方に対する商品、サービスの説明及びその受発注の取次ぎは本サービスに含まれません。
3. 会員の要望に応じた応答及び伝言先の指定には応じることができません。
4. 三者通話サービスを利用する場合、電話の相手方及び電話の内容により取次ぎを拒絶することができないものとします。
5. 本サービスを提供する時間帯は平日（祝祭日及び年末年始その他弊社の指定する日を除く）の9時から18時までとします。  
なお、時間外にかかってきた電話については「営業時間終了アナウンス」を流します。

### 第3条（契約約款の変更）

会員は、会員の承諾を得ることなしに、契約約款を変更することがあり、料金その他サービス提供の条件を変更した場合は、会員の承諾の有無にかかわらず、変更後の契約約款を適用します。

### 第4条（利用申込）

本サービスを利用しようとする者は、弊社の指定するウェブサイト（以下「利用申込」という）に表示されている申込フォームに必要事項を入力した上、弊社指定のメールアドレスに送信して本サービスの利用を申込むものとします。

### 第5条（利用契約の成立）

1. 本サービス利用に関する契約は、会員が契約約款を承認の上、前条により利用の申込みを行い、弊社がこれを承諾した時に成立するものとします。
2. 前条による利用申込に対して弊社が指定する身分証明書（運転免許証等）の提出を求める場合があり、身分証明書の提出に応じない場合には本サービス利用に関する契約の締結を拒絶する場合があります。
3. 会員が20歳未満の場合は、申込みにあたり法定代理人の同意を必要とし、法定代理人は会員が負う債務につき連帯保証するものとします。

### 第6条（申込みの拒絶）

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービス利用の申込みに対して承諾しない場合があります。
  - (1) 申込フォームに表示された内容に虚偽事項があった場合
  - (2) 会員が本サービス利用に関する契約に基づく義務に違反するおそれがあると弊社が判断する場合
  - (3) 弊社の業務の遂行上または技術上、本サービスの提供が著しく困難な状況に至った場合
2. 弊社は、本サービス利用に関する契約成立後に前項各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、直ちに同契約を解除することができるものとします。

## 第7条（通信利用の制限）

弊社は、天災地変その他非常事態が発生し、公共の利益のために非常時における緊急を要する通信を最優先に取り扱う必要が生じたときは、本サービス及び関連サービスの提供を制限、または中止することがあります。この場合、弊社は、本サービスの利用制限または中止により、会員が損害を被ったとしても、損害賠償責任を負わないものとします。

## 第8条（サービスの中止）

弊社は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない事由が発生したとき。
- (2) 弊社の電気通信設備の障害が発生し、短時間で復旧させることが困難なとき。

## 第9条（サービスの停止）

1. 弊社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 会員が支払期日を経過しても第11条に定められた料金を第12条に従って支払わないとき。
- (2) 公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき。
- (3) 会員宛に電話をかけてきた相手方の要望に沿う対応が困難と思われるとき。
- (4) 会員が虚偽の会社の在籍確認や不法な借入の申込のために本サービスを利用したとき。

2. 前項による本サービス提供の停止期間は、弊社が定めるものとします。ただし、前項第1号の場合において会員が滞納料金を支払ったときは、可及的速やかに本サービスの提供を再開します。

## 第10条（会員が行う利用契約の解約）

1. 会員は、弊社の指定する方法により、いつでも本サービス利用に関する契約を解約することができるものとします。
2. 前項により会員が解約を申し出た場合、解約の申し出があったときから1か月経過した後の月末日をもって本サービス利用に関する契約が終了するものとし、この場合、既に支払済の料金の払い戻しは行わないものとします。

## 第11条（料金等）

本サービスの利用料金（以下「料金」という）は次の通りとします。

- (1) 利用期間にかかわらず初期設定費として2,500円（別途消費税）がかかります。
- (2) 月額基本料金は、1,500円（別途消費税）とします。
- (3) 毎月1日から月末日までの架電数に応じてコール料金（契約者宛の営業電話、間違い電話、利用施設受付機からの電話も1コールとしてアカウントします）がかかります。  
1~25 コールまで／1コール当り 200円（別途消費税）  
26 コール以上／1コール当り 100円（別途消費税）
- (4) 三者通話サービスを利用する場合は、コール料金＋（固定電話 11円／3分、携帯電話 22円／1分（別途消費税））の転送通信費がかかります。  
なお、転送先は一つの電話番号に限定されます。

## 第12条（料金の支払方法）

1. 会員は、本サービス利用に関する契約を締結したときは、弊社が指定する期日までに初期設定費及び開始月およびその翌月の2か月分の月額基本料金を一括して支払うものとします。
2. 会員は、弊社の指定する期日までに、月額基本料金を弊社指定の方法により支払うものとし、月額基本料金以外の料金は、会員が利用した月の翌月末日に支払うものとします。
3. 支払期日が金融機関休業日にあたる場合には、その翌営業日を支払期日とし、料金の支払にかかる手数料はいずれの場合も会員が負担するものとします。
4. 第9条の規定によりサービスの提供が停止された場合における当該停止期間の月額基本料金は、本サービスの提供があったものとして取り扱います。

#### 第 13 条（遅延損害金）

会員は、料金の支払を怠った場合、支払期日の翌日から支払済みまで 1 日当り請求額に対する 0.05%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第 14 条（免責）

1. 弊社は、会員が本サービスの利用に伴い損害を被ったとしても、損害賠償責任を負わないものとします。
2. 会員間または会員と電話をかけてきた相手方との間の個々の紛争について、弊社は一切関与いたしません。

#### 第 15 条（契約者に対するサポート）

弊社は、本サービスの利用のために会員が利用する通信機器、通信ソフト等について、有償無償に関わらず一切のサポートを行わないものとします。

#### 第 16 条（準拠法）

1. 弊社と会員との間の本サービス利用に関する契約の成立、効力等の準拠法は、日本法とし、準拠法の適用範囲について、当事者間に争いが生じた場合は、日本法に従って解釈されるものとします
2. 本サービス利用に関する契約に関し、弊社と会員との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 17 条（個人情報等の取扱）

1. 弊社は、通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 395 号）および個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令を順守し、契約者とその関係者の個人情報を取得したときは、これらを適正に取り扱うものとします。ただし、会員による契約の申込み、またはその後の届出により申告された情報に第三者の個人情報が含まれていた場合、会員は、会員の責任において、当該第三者から個人情報の取扱に関する事前の同意を得るものとします
2. 弊社は、あらかじめ会員の同意（契約約款によって同意される場合を含みます。）を得ることなく、会員の個人情報を第三者に提供しないものとします。但し、法律上公開する義務のある場合は除きます。
3. 弊社は、弊社の従業員に会員等の個人情報を取扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。

#### 第 18 条（発効および改定）

この契約約款は、平成 27 年 11 月 1 日から発効します。